

ネットとうほく 2023 (検) 第2号-2
2023年(令和5年)11月22日

〒980-0011

仙台市青葉区上杉1-14-15
株式会社グラン・スポール 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

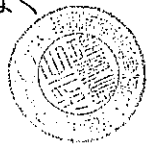
理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <https://www.shiminnet-tohoku.com>

Mail shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp



申入書

令和5年5月31日付回答書を送付いただきありがとうございます。

回答いただいた内容及び情報提供を受けた内容から以下の申入れをさせていただきます。

第1 申入れ事項

1 申入れの趣旨

期間限定のキャンペーンとして会員募集広告を行うことについて有利誤認表示にあたらぬ内容に改めるか当該募集広告は削除すること。

第2 申入れの理由

貴社は、HPの会員募集広告などにおいて、期間限定のキャンペーンを実施しており、事務手数料無料、月額会費の割引及びその他サービス特典を受けることができる旨の記載を一定期間継続して掲載し、あるいは1週間程度の期間を置いて再度実施しております。

これは、2023年5月31日付回答書及び2023年10月及び11月の広告チラシにおいて以下引用の通り記載されています。

【2023年5月31日回答書記載の内容】

(1) グラン・スポール上杉

4/1～4/12 春割キャンペーン

(4月会費(利用開始から4/30まで)0円、事務手数料0円、タオルレンタルオプション1ヶ月無料)

4/21～4/30 春割キャンペーン

(4月会費(利用開始から4/30まで)0円、事務手数料0円、タオルレンタルオプション1ヶ月無料)

5/1～5/15 春から事務トレ!応援キャンペーン

(利用開始から1ヶ月間0円、事務手数料0円、タオルレンタルオプション1ヶ月無料)

5/25～5/31 春から事務トレ!応援キャンペーン

(利用開始から1ヶ月間0円、事務手数料0円、タオルレンタルオプション1ヶ月無料)

6/1～6/15 新規ご入会キャンペーン

(先着30名、利用開始日から1ヶ月間0円、事務手数料0円、タオルレンタルオプション1ヶ月無料)

6/21～6/30 新規ご入会キャンペーン

(先着30名、利用開始日から1ヶ月間0円、事務手数料0円、タオルレンタルオプション1ヶ月無料)

(2) その他の4店舗(八幡店、長町店、一番町店、愛子店)

4/1～4/12 春割キャンペーン

(スタートおためし会員:4・5・6月会費3,300円、タオルレンタルオプション1ヶ月無料)

4/21～4/30 春割キャンペーン

(スタートおためし会員:4・5・6月会費3,300円、タオルレンタルオプション1ヶ月無料)

5/1～5/15 春から事務トレ!応援キャンペーン

(利用開始から1ヶ月間0円、事務手数料0円、タオルレンタルオプション1ヶ月無料)

5/25～5/31 春から事務トレ!応援キャンペーン

(5月会費0円、6・7・8月会費3,300円、タオルレンタルオプション1ヶ月無料)

6/1～6/15 新規ご入会キャンペーン

(6・7・8月会費3,300円、タオルレンタルオプション1ヶ月無料)

6/21～6/30 新規ご入会キャンペーン

(6・7・8月会費3,300円、タオルレンタルオプション1ヶ月無料)

【2023年10月及び11月現在の広告チラシの記載内容】

(1) グラン・スポール上杉

募集期間10/1～19まで

会費利用開始日から1ヶ月間0円、入会事務手数料0円

募集期間11/1～19まで

会費利用開始日から1ヶ月間0円、入会事務手数料0円

このように実際の契約時における価格が相当期間にわたって存在した状況が

ないにもかかわらず、あたかも消費者にとって期間限定で有利な価格で契約ができる旨表示されている内容の広告を行うことは、二重価格表示として景品表示法5条2号の有利誤認表示にあたるといえます。

価格表示ガイドラインにおいても「「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえない価格を比較対照価格に用いる場合には、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるかなどその内容を正確に表示しない限り、不当表示に該当するおそれがあります。」とされています。

本件では、実際の販売期間が表示されておらず、また、現在の広告チラシ及び2023年5月31日付の貴社の回答書によれば実際の販売期間よりも当該キャンペーンの実施時期の方が期間としては長くなっており、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえませんが、

以上の通り、貴社の会員募集に関する期間限定のキャンペーン広告については、内容を景品表示法5条2号の有利誤認表示に反しないように改めるか、当該広告自体を削除する事を求めます。

以 上